

資料 4-1 (日中系・居住系・障害児支援)	令和 5 年 3 月 23 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害福祉サービス課	

## 就労定着支援における個別支援計画作成について

就労定着支援事業の提供に係る個別支援計画の作成について、

基準省令：見直しを6月に1回以上行う

解釈通知：計画を見直すべきかどうかについての検討を3月に1回以上行う

とされており、千葉市においては解釈通知「就労定着支援の円滑な実施について（平成30年7月30日付厚生労働省課長通知）」に合わせ、見直しを3月に1回以上行うこととしていた。

その後の解釈通知である「就労定着支援の実施について（令和3年3月30日付厚生労働省課長通知）」に、「サービス管理責任者は、就労定着支援計画の作成後、就労定着支援計画の実施状況の把握を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、就労定着支援計画の見直しを行い、必要に応じて就労定着支援計画の変更を行うこと。」とあることから、就労定着支援計画の見直しは6月に1回以上行うこととする。

添付資料 「就労定着支援の実施について」（令和3年3月30日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知

### 相談・問い合わせ先

〒260-8722

千葉県千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市 障害福祉サービス課 施設支援班

TEL：043-245-5174

FAX：043-245-5630

電子メール：shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp